

長野県現代書藝協会規約

制定 平成 7 年 4 月 1 日
改正 平成 8 年 3 月 20 日
改正 平成 9 年 3 月 30 日
改正 平成 10 年 4 月 19 日
改正 平成 15 年 4 月 29 日
改正 平成 23 年 4 月 24 日

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この協会の名称は、長野県現代書藝協会とする。

(事務局)

第2条 この協会の主たる事務局は、長野県上伊那郡辰野町大字辰野 1761-1 に置く。

2 この協会は、理事会の決議により必要な地に従たる事務局を置くことができる。

(目的)

第3条 この協会は、広範な分野にわたる書藝を通じ書道文化の向上、書道芸術の普及等書道の振興・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的達成に向け次の事業を行う。

- (1) 県内において、一般公募による書藝展の定期的な開催
- (2) 前号の成績の公表等
- (3) 書道の教育・研修
- (4) その他、この協会の目的を達成するための必要な活動

第2章 機 構 ・ 運 営

(構成)

第5条 この協会は、審査会員及び委嘱会員で構成する。

(役員)

第6条 この協会は、前条の会員から次の役員を選出し運営する。

- (1) 常任理事
 - (2) 理事
 - (3) 幹事
- 2 常任理事及び理事のうち、会長 1 名、副会長若干名、理事長 1 名、副理事長若干名、事務局長 1 名および会計 1 名とする。また、名誉会員を置き協会組織を充実する。

(役員を選任)

第7条 役員は、常任理事会において選任する。

- 2 会長は、理事会(前条の常任理事と理事の構成。以下同じ)において選任し、副会長、理

事長、副理事長、事務局長及び会計は理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- 3 常任理事(理事を含む)及び幹事は、相互にかねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、この協会を代表し、この協会の事業を統括する。

- 2 副会長か、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
- 3 理事長は、常任理事、理事を代表し、この協会の業務を遂行するとともに会長、副会長を補佐する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在時はその職務を代行する。
- 5 常任理事・理事は会長、副会長、理事長及び副理事長を補佐し、この協会の業務を執行する。
- 6 事務局長はこの協会の事務局業務を執行する。
- 7 会計は、この協会の会計業務を執行する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、名誉会員は任期を設けない。

(顧問)

第10条 この協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

(理事会)

第11条 会長が必要と認めたとき、又は常任理事、理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときならびに幹事の報告等必要があるときは、理事会を招集する。

(理事会の定数及び議決)

第12条 会長が必要と認めたとき、又は常任理事、理事総数の3分の2以上出席により議決する。

- 2 理事会の議長は、会長とする。
- 3 理事会の議事は、出席の常任理事、理事総数の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長の決定による。

(幹事の理事会出席)

第13条 幹事は、理事会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。

(常任理事・理事・審査会員・委嘱会員への推挙)

第14条 常任理事・理事・審査会員・委嘱会員への推挙は次による。

- (1) 理事器官が5年以上経った理事について、常任理事会において常任理事に推挙することができる
- (2) 審査会員の器官が3年を経た会員について、常任理事会において、理事に推挙することができる
- (3) 書藝展における優秀作品として会員証を受賞した委嘱会員について審査会員に推挙する。また、理事の推薦により常任理事会において審査会員に推挙することができる。

(4) 書藝展における評価点が5点に達したときは、委嘱会員に推挙する。なお、評価点数を適用する場合は、1会期に複数部門の作品1点(1部門)について適用する。

(評価点数)

- ・入選 0.5点
- ・大衆賞 1点
- ・秀作 1点
- ・特選 2点
- ・入賞 3点

(5) 当協会外から出品するときは、必要に応じて常任理事会において、審査会員・委嘱会員に推挙することができる。

第3章 会 計

(会計年度)

第15条 この協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日までとする。

(運営)

第16条 この協会の運営は、理事会において決定した事業計画及び予算書もとづき運営する。

第4章 会 費

(会費)

第17条 この協会の運営にあたり会員は次のとおり年会費(出品料、事務費、祝賀会費を含む)を納入する。

- ・常任理事 22,000円
- ・理事・幹事 22,000円
- ・審査会員 16,000円
- ・委嘱会員 10,000円

第5章 細 則 等

(施工細則等)

第18条 この協会の施行について細則等は、理事会の議決を経て会長が定める。

第6章 そ の 他

(会員の資格)

第19条 本協会に年会費が未納の場合及び2年連続書藝展に不出品の場合は、本協会の会員の資格を失う。

付則

- 1 この協会の設立当初の役員は第 6 条の規定にかかわらず別紙名簿のとおりとする。その任期は時期役員算出までの間とする。
- 2 この協会の設立当初の会計年度は第 15 条の規定にかかわらず設立の日から平成 8 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この協会の設立場所の会計年度の事業計画及び予算は、第 16 条の規定にかかわらず設立発起人会の定めるところによる。

付則

- 1 この規約は、平成 10 年 4 月 19 日から施行する。
- 2 改正後の第 15 条に規定にかかわらず、平成 10 年の会計年は 4 月 1 日から始まるものとする。